

延長保育のご案内

延長保育とは

- ・ 園の開所時間は、月曜日から金曜日は7時00分から20時00分。土曜日は8時30分から18時00分です。開所時間のうち、1号認定及び保育短時間認定の方は7時00分から8時30分及び16時30分から20時00分の間が延長保育対象時間となります。保育標準時間認定の方は18時00分以降が延長保育対象時間になります。
- ・ 延長保育は、原則就業及びそれに係る通勤による利用となりますので、別紙「延長保育申込書」と「延長保育用勤務証明書」が必要になります。また、保育料とは別に延長保育料を負担いただきます。
- ・ 0歳児については、原則18時30分以降の延長保育は受けられません。

延長保育料について

- ・ 延長保育料には「日額」と「月額」と2種類があります。
- ・ 「月額」は、予約なしで利用できますが、利用した日数、時間が少ない場合も返金できません。
- ・ 「日額」は、前月25日までに「何日に何時間の利用」かの予約が必要になります。利用した時間、日数分の料金を頂きます。
- ・ 仕事等の都合により、突発的に延長保育が必要になった場合は、なるべく早い連絡をお願いします。

延長保育の申し込み方法

- ・ 希望月の前月25日までに申込書に必要書類を添えて提出してください。
- ・ 4月の申込み締め切りは、前年度3月20日です。

延長保育申し込みに必要な書類

- ・ 延長保育申込（変更）書
- ・ 延長保育用勤務証明書
- ・ 「月額」から「日額」への変更、延長保育の利用をしなくなる時には、前月の25日までに変更届を提出してください。（延長保育申込書が兼ねる）
- ・ 日額から月額への変更は、就労証明書かそれに代る延長保育を必要とする書類が必要になります。
- ・ 「日額」利用には、前月25日までに予約が必要になります。決まったローテーションで利用する方は、1回の予約で半年間有効とします。やむを得ず申込みなくお迎えが延長保育時間にかかった場合は、利用実態による料金を請求いたします。
- ・ 延長保育の承諾期間は当該年度の3月末までです。翌年度利用については、改めて申請していただきます。